

東洋労働保険協会ニュース

☆ 厚生労働省関係の 10 月からの制度変更

平成29年10月より、年金・雇用・労働に関して、下記の制度変更が行われます。

項目名	内容	実施時期	主な対象者
厚生年金保険料率の引上げ	厚生年金保険料率は平成29年9月以降の月分から0.118%引上げられます。 (9月分以降の保険料率は18.3%) これをもって、厚生年金保険料率の引上げは終了となります。	平成29年9月以降の月分から	厚生年金保険の被保険者、事業主等
育児・介護休業法の改正施行	<ul style="list-style-type: none">・子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に育児休業期間を「最長2歳まで」延長できます。・労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業等に関する定めを周知する努力義務が創設されました。・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。	平成29年10月1日	事業主、労働者
最低賃金額の引き上げ	都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定されます。 すべての都道府県で、時間額22円から26円の引上げとなります。 (全国加重平均額848円)	平成29年9月30日以降、各都道府県で順次発効	すべての労働者とその使用者

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！

労働保険事務組合 東洋労働保険協会

TEL : 03-3221-2444

社会保険労務士事務所 トーヨーレバ - コンサルタント

<http://www.toyoweb.com/index.html>